	改定後						
仕	現場説明書 <u>令和5年1月1日以降調達公告適用</u> ①調達公告日時点で最新の仕様書によること。						
様書	世 世様書の改定状況は https://www.pref. tottori. lg. jp/294862.htmを参照すること。						
	① (他工事等との調整) については、 と関連するので相互の連絡調整を密にすること。						
	② (部分完成、着工保留)						
	③ (施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工 (8:00~17:00) を見込んでいる。						
	の施工時間は、 <u>: ~ : </u> とする。 ④ (余裕期間設定工事)						
工程	本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領(平成28年6月9日付第201600036328号県土 整備部長通知)の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱 いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤(鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、 <u>ケ月</u> を見込んでいるが、受注者の責に帰す						
	ることができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥ (週休2日工事) 本工事は、 鳥取県県土整備部週休2日工事試行実施要領 (平成30年3月12日付第201700297117						
号県土整備部長通知)の対象工事である。 https://www.pref.tottori.lg.jp/27							
関係	を行うこと。 なお、頃の予定である。						
支障物件	工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他)について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他)であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ② (支障物件)						
	工事用地内の立木は伐採し、 に置くこと。						
公害対策	① (低騒音型・低振動型建設機械)						
安全対策	①(交通安全施設等)						

改定前

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	現場説明書 ^{令和4年4月1日以降調達公告適用}
仕様書	①調達公告日時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htmを参照すること。
	① (他工事等との調整)
	については、と関連するので相互の連絡調整を密にすること。
	② (部分完成、着工保留) については、 まで 「すること、しないこと」。
	③ (施工時間) (施工時間)
	本工事の施工時間帯は、昼間施工(8:00~17:00)を見込んでいる。
	の施工時間は、 <u>: ~ : ~</u> とする。 ④ (余裕期間設定工事)
I.	本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領(平成28年6月9日付第201600036328号県土
<u>ــ</u> ـ	整備部長通知)の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱
程	いについては、同要領の規定による。
1	工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長)
	この工事の工期には、鋼材調達期間として、ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰す
	ることができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合
	は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥ (调休2日モデル工事)
	本工事は、鳥取県県土整備部「週休2日工事モデル工事」試行実施要領(平成30年3月12日付
	第201700297117号県土整備部長通知)の対象工事である。モデル工事を選択する場合は、工事着
	手日までに発注者に協議をすること。選択後の取扱いについては、同要領の規定による。 ① (用地、物件等未処理)
用 地	本工事区間のにはがあるので、監督員と打合せのうえ施I
関	を行うこと。
係	なお、
	①(埋設物等の事前調査)
支障物件	電気・通信・ガス・その他)であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を 行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の 埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。
14	② (支障物件) の施工に当って、 が支障となっているが、
	予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。
	③ (立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、 に置くこと。
	(1) (低騒音型・低振動型建設機械)
公宝	本工事のうち施工箇所:については、特に生活環境を保全する必要があ
公害対策	るので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国当
策	交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種: 、施工機械:
	① (交通安全施設等)
	一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及
	び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は 途協議すること。
	交通誘導員A 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 F
	工事全体合計 人・日
宇	交通誘導員B 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日 工事全体合計 人・日
安全対策	<u>工事主体宣訂 </u>
対策	以下のとおりとする。
	交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する。
	る規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1総 検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。
	また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A
	以外の交通の誘導に従事する者をいう。
	なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全
	教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。

改定後 改定前 現場 特記事項2 特記事項2 (濁水処理) (濁水処理) 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるもの 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるもの 濁 とする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。 とする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。 水処 水処 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理に また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理に 理 理 ついて (平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知) に基づいて適正に処理するこ ついて (平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知) に基づいて適正に処理するこ 【建設発生土(処理)】 【建設発生土(処理)】 ① (他工事等流用) ① (他工事等流用) 建設発生土は 市・町・村 地内の 工事現場に運搬(片道運 建設発生土は 市・町・村 地内の 工事現場に運搬(片道運 搬距離 km) するものとする。 搬距離 km) するものとする。 ② (建設技術センター) ② (建設技術センター) 建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離____km)するものとする。なお、処理費として1㎡当り_____ 円をセンターに支払うこと。センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質 建設発生土は<u>市・町・村</u>地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離<u>km</u>)する ものとする。なお、処理費として1 m³ 当り<u></u>円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質 性状(記載例)砂質土、コーン指数 300kN/m²以上) 性状(記載例)砂質土、コーン指数300kN/m²以上) ③ (民間残土受入地) ③ (民間残土受入地)

 建設発生土は
 市・町・村
 地内の
 に運搬(片道運搬距離
 km) するでのとする。なお、処理費として1m³当り
 円を
 に支払うこと。

 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質 性状(記載例)砂質十、コーン指数300kN/m²以上) 性状 (記載例) 砂質十、コーン指数 300kN/m²以上) ④ (土質改良プラント) 建設発生土は市・町・村地内のに運搬(片道運搬距離km) するものとする。なお、処理費として1m³当り円をに支払うこと。土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。 (土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数 300kN/m²以上) 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】 ① (分別解体等) (分別解体等) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その 方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 7体は、MAV C--- コンクリート塊 1 m³当り____ 7体は、かないこ。 コンクリート塊 1 m³当り____ _円 アスファルト塊 1 m³当り アスファルト塊 1 m³当り 建設発生木材 1 m³当り 建設発生木材 1 m³当り__ ② (他工事等流用) ②(他工事等流用) 建 〔Co 雜割材・ 〕は、_____市・町・村_____地内___工事で使用するものとす 〔Co 雑割材・ 〕は、_____市・町・村_____地内___工事で使用するものとす 設 る。 る。 副 副産物 ③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出) ③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出) 産物 建設発生木材は _____市・町・村 _____地内の ____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出 (片道運搬距離 ____km) を想定し、1 t 当り ______円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、
 建設発生木材は
 市・町・村
 地内の
 のバイオマス発電燃料加工施設への搬出

 (片道運搬距離
 km) を想定し、1 t 当り
 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、
 \mathcal{O} \mathcal{O} 理由を付して協議を行うこと。 理由を付して協議を行うこと。 処 処 理 なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスである。 理 なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであ ることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者 ることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者 が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、 が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、 [所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者]により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたって [所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者]により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたって は事前に監督員に確認すること。 は事前に監督員に確認すること。 ④ (木材市場等へ売却) ④ (木材市場等へ売却) 建設発生木材は 市・町・村 地内の への搬出(片道運搬距離 km)を 建設発生木材は 市・町・村 地内の への搬出(片道運搬距離 km)を 想定し______円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を 想定し______円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を 変更する場合の理由を付して協議すること。 変更する場合の理由を付して協議すること。 ⑤ (再資源化施設へ搬出) ⑤ (再資源化施設へ搬出) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬 出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付し 出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付し て協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフコ て協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフ: ストを発行するものとする。 ストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。 (施設の名称・ コンクリート塊 市・町・村 地内の 受入れ費用) (運搬距離 km)、費用 1 t 当り アスファルト塊 市・町・村 地内の (運搬距離 km)、費用 1 t 当り (運搬距離 km)、費用 1 t 当り
 コンクリート塊
 市・町・村
 地内の

 (運搬距離
 km)、費用 1 t 当り

 アスファルト塊
 市・町・村
 地内の

 (運搬距離
 km)、費用 1 t 当り
 (施設の名称・ 受入れ費用) __市・町・村_____地内の_ 市・町・村_____地内の 建設発生木材 建設発生木材 (運搬距離 km)、費用 1 t 当り (運搬距離 km)、費用 1 t 当り その他() _____市・町・村____地内の_ _____市・町・村_____地内の_ その他 () (運搬距離 km)、費用 1 t 当り (運搬距離 km)、費用 1 t 当り (受入れ時間帯) 8時~17時(平日) (受入れ時間帯) 8時~17時(平日) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 (受入れ条件) (受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500 mm以下であること。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500 mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径______cm以下、長さ_____m以下である ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ____m以下である こと。 こと。 エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。 ※ 明示する項目を 部分に記入または追記し、不要部分は「一」で削除して使用すること。 ※ 明示する項目を 部分に記入または追記し、不要部分は「一」で削除して使用すること。

改定前

改定後

	現	場	説	明	書	特記事項5
③ (景観評価)						
						評価対象事業〔である・ではない〕。 こよるほか、必要に応じて監督員と協議するこ
④ (工事成績評定)	3 0					
	〔する・しない ア 請負対象設	〕。工事成 計金額 (請 場合にあっ	績評定の対 負契約の対 っては、当	†象外とす 対象となる 初請負対象	るのは以下の 部分の設計。 設計金額と	。) に基づく工事成績評定の対象と D [ア・イ・ウ・エ・オ] に該当するため。 金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計 金 する。以下同じ。) が、500万円未満の 一般
	イ 鳥取県の管 河川・湖沼・ 法律第 97 号) て発注された	理する道路 港湾を維持 第2条第 工事(年間	格(道路法 きし、修繕 2項に規定 間維持、港	(昭和 27 し、又は で でする災害 湾浚渫、河	年法律第 180 管理(公共土 復旧事業とし 可川掘削、伐	号)第2条第1項に規定する道路に限る。)・ 木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26 年 、て行われるものを除く。)することを目的とし 開、塵芥処理工事) る緊急応急工事
	エ 機器の納品 オ 工事目的物					修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等)
⑤ (監督体制)	7 上 事 日的物	がを持わない	'建政工争	「口情似っ	5、%工舰云	理版工事寺/
C (1111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	本工事の監督					
	重点監督の工	.種は <u></u>	- let → 1.1 ler		とし、	その他の工種は一般監督とする。
⑥ (三者協議)	なお、鳥取県	:県建設丄事	事性人和他 ⁷	格調査制度	で対象工事と	なった場合は、別途通知する。
◎ (二省 (確認するため、	発注者並び				事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を 及び施工受注者の三者で協議するものとする。
⑦ (技能士常駐)	(重点監督工事	等に適用)				
① (汉肥工币紅)	本工事には、	下記のとま	3り鳥取県	十木工事共	:通仕様書特	記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれて
						なければならない。
	ア技能士種	重別:	技能	士_、該	当工種:	工_、特記事項根拠:頁
	イ 技能士権 ウ 技能士和	車万リ : 番号Ⅰ・	技能 技能	<u>士</u> 、談: 士 該:	当上榫: 占工穑:	工 、特記事項根拠: 頁 工 、特記事項根拠: 頁
⑧ (電子納品)) Mili-	E/31 ·	12/11/	, ,,,	J E	T NIGT XIXIC.
						成図書を電子納品すること。ただし、止むを得
	ない事情がある					ことができる。 が電子納品を希望する場合は、監督員と協議σ
	上、電子納品対			₹ (<i>0</i>))	. 6、又任有	が电」が加え加重する物目は、血目具と励成り
						jp/171188.htmに掲載された本工事調達公告 F
	4 1111 - 1 1 1 1 1		- 納品・情	報共有運用	ヺガイドライ	ン」(以下「ガイドライン」という。)に従い蒊
⑨ (情報共有システ	正に納品するこ ム)	۷.				
		<u>万円</u> 以上∅	工事は、「	原則として	情報共有シ	ステム(以下「システム」という。)を利用する
			『を得ない	事情等によ	りシステム	を利用できない場合は、監督員と協議の上、細
	書類によること 予定価格 4 千)丁重であ	っても 픋	注者がシス	テムの利用を希望する場合は、監督員と協議 <i>の</i>
	上、システムを				江田がクバ	
		に当たって	には、ガイ	ドラインに	に従い適正に	実施すること。
⑩(寒中コンクリー				~#~~ <i>*</i>	7 . 2- 1.1.1- 17.	
						ならない期間があるので、適正に実施すること。 /クリートの養生費用について」(平成 23 年 12
						こ処理することとし、設計変更の対象とする。
⑪ (建設機械の賃料						
		- • •			,	機械は長期割引単価を標準としている。
	通常単価を イーラフテレー					<u></u>
	月未満の利用					がにコたるのののなどがほれず中間をかける、エッ
						クレーン (規格t R) の採用単価は、(長
	期割引単価・ 照すること。		を採用し	ている。身	具体的な単価	については建設物価月号、頁を参
					~\VIII/\ \	 て使用すること。

特記事項5 ③ (景観評価) ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。 イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議するこ ④ (工事成績評定) 本工事は、工事成績評定要領(以下「評定要領」という。)に基づく工事成績評定の対象と [する・しない]。工事成績評定の対象外とするのは以下の[ア・イ・ウ・エ・オ]に該当するため。 ア 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計 金 額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。) が、500万円未満の 一般 土木工事及び250万円未満の建築・設備工事 イ 鳥取県の管理する道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路に限る。) 河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年 法律第97号) 第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。) することを目的とし て発注された工事(年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事) ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事 エ 機器の納品、部品取替等の建設工事(融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等) オ 工事目的物を伴わない建設工事(旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等) ⑤ (監督体制) 本工事の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。 重点監督の工種は とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取県県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。 ⑥ (三者協議) 本工事は、(対象工事の区分を記載)工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を 確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。 (重点監督工事等に適用) ⑦ (技能士常駐) 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれて おり、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。 ア 技能士種別:_____ <u>技能士</u>、該当工種:<u>工</u>、特記事項根拠:_ イ 技能士種別:
 技能士
 、該当工種:
 工
 、特記事項根拠:
 頁

 技能士
 、該当工種:
 工
 、特記事項根拠:
 頁
 ウ 技能士種別:_ 他 ⑧ (電子納品) 情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得 ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。 情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の 上、電子納品対象工事とする。 電子納品に当たっては、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) に従い適正に納品すること。 ⑨ (情報共有システム) 予定価格8千万円以上の工事は、原則として情報共有システム(以下「システム」という。)を利用する こととする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監督員と協議の上、紙 書類によることができる。 予定価格8千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の 上、システムを利用することができる。 システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。 ⑩ (寒中コンクリート) 本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12 月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。 ① (建設機械の賃料の採用単価) ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。 通常単価を採用した建設機械 [無し・有り イ ラフテレーンクレーンについて、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1 月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。 本工事の_____工で使用を想定しているラフテレーンクレーン (規格_____t R) の採用単価は、(長 期割引単価・通常単価)を採用している。具体的な単価については建設物価_____月号、_____頁を参 照すること。

※ 明示する項目を

部分に記入または追記し、不要部分は「一」で削除して使用すること。

他

現場説明書

特記事項6

® (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。

(19) (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・ 到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

② (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。

② (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策)

新型コロナウイルス感染症について https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm に掲載された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。

また、対策ガイドライン、特記仕様書 Q&A、その他新型コロナ感染症に係る通知等も参照し 工事現場内の感染拡大防止対策を徹底すること。

② (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型]) 【災害復旧工事、受託工事は対象外(当該項目を削除する)】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm を参照すること。

② (遠隔臨場)

 $\tilde{\mathcal{O}}$

他

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

現場説明書

特記事項6

⑱(ICT活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記 仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。

(19 (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・ 到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

② (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。

② (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策)

新型コロナウイルス感染症について https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm に掲載された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。

また、対策ガイドライン、特記仕様書 Q&A、その他新型コロナ感染症に係る通知等も参照し 工事現場内の感染拡大防止対策を徹底すること。

② (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型]) 【災害復旧工事、受託工事は対象外(当該項目を削除する)】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm を参照すること。

※ 明示する項目を______ 部分に記入または追記し、不要部分は「一」で削除して使用すること。

※ 明示する項目を______ 部分に記入または追記し、不要部分は「一」で削除して使用すること。